

学校いじめ防止基本方針

内野小学校いじめ防止基本方針（抜粋）

平成26年2月28日制定

平成28年4月6日改訂

令和3年12月1日改訂

1 策定の目的

いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策に関し、学校における責務を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針、対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を学校総体として推進することを目的とする。

2 いじめの定義と認知及びいじめの理解

(1) いじめの定義（法第2条）

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの認知

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童の立場に立って見極めなければならない。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（「学校いじめ対策組織」）を活用して行う。

【具体的ないじめの態様は、以下のようなものである。】

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(3) いじめの理解

いじめの問題は、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで、安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関わる国民的な課題である。いじめから子供を救うためには、大人も子供も、一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」との意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。また、いじめは、その責任をいじめられる側に求めるものではない。

3 いじめの解消について

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件ア及びイが満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に依り、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当

の期間とは、少なくとも3か月を目安とするが、形式的な対処とならないように留意する。

イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

4 いじめ防止等の基本的な考え方

- (1) いじめの未然防止
- (2) いじめの早期発見
- (3) いじめへの対処
- (4) 家庭や地域との連携について
- (5) 関係機関との連携について

5 いじめ防止等対策のための組織

- (1) 全職員による情報の共有
- (2) 「いじめ・不登校対策委員会」
- (3) いじめ問題に取り組むための年間指導計画（省略）

6 いじめの防止等に関する措置

(1) いじめの未然防止 ～いじめを生まない土壌づくり～

ア いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり

イ 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育むためのすべての子どもの出番づくり

ウ 組織的な指導による学校生活のマナーやルール、学習のきまりの遵守

エ 他者や社会、自然との直接的な関わりの中で自己と向き合う体験活動の充実

オ いじめに負けない心と態度の育成

(2) いじめの早期発見 ～小さな変化に対する敏感な気づき～

ア 日々の観察

イ 日記や連絡帳、子どもサイン発見チェックリストの活用

ウ 学校生活アンケートの実施

エ 教育相談「心ふれあいタイム」の充実

オ 児童主体による集会活動の実施

(3) いじめの早期解決 ～問題を軽視せず、迅速かつ組織的対応～

ア 正確な実態把握

イ 指導体制、指導方針の決定

ウ 児童への指導・支援

エ 保護者への連絡

オ いじめ発生後の対応

(4) いじめ防止等に関する地域や家庭との連携について

- 授業参観や保護者研修会の開催、学校・学級だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- 「熊本県心のアンケート」に添付されている「いじめ発見チェックリスト」を配布し、児童の心身の変化の信号を見逃さないための協力をお願いする。
- 個人懇談や家庭訪問等で、児童の様子について情報を共有しておく。
- P T Aの各種会議や保護者会、地域との子どもの安全安心を守る会議（ウッチーパトロール会議）等において、児童の生活の様子やいじめの指導方針などの情報を共有し、意見交換をする場を設ける。
- インターネットを使用する場合のルールやモラルについて啓発や研修を行い、ネットいじめの予防を図る。
- 「熊本県心のアンケート」の結果については、積極的に児童、保護者、地域住民に公表し検証する。

7 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味（いじめ防止対策推進法：第5章 第28条より）

- ア 「いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
- 児童が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- イ 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（年間30日が目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手。）
- ※ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときには、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態の対応フロー

①重大事態の発生の報告

- ↓
- アの場合：学校から芦北町教育委員会に、重大事態の発生を速やかに報告する。
イの場合：芦北町教育委員会に相談し、重大事態と判断した場合、芦北町長へ速やかに連絡する。

②芦北町教育委員会の指導・助言のもと当該事案に対処する組織を設置

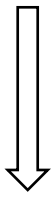
- ↓
- ・組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該事案の関係者と関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者から参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。
 - ・第22条に基づく「いじめ防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

③調査組織で、事実関係を明確にする調査の実施

- ↓
- ・いじめの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係の調査が必要である。
 - ・調査主体に不都合なことが判明しても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要である。
 - ・それまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じ

て新たな調査を実施する必要がある。

④いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供



- ・調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ・関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ・調査のためのアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要である。

⑤調査結果を芦北町長に報告



- ・いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

⑥調査結果を踏まえた必要な措置

- ・調査結果を踏まえた指導方針・指導体制の見直しを図る。
- ・いじめられた児童、いじめを行った児童、周囲の児童への継続的な指導・支援を行う。